

一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令 新旧対照表

目 次

一 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）	1
二 社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第五号）	6
三 電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）	14

一 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）

改正案	現行
<p>(指定の申請等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この項及び第十九条から第二十二条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七〇九 (略)</p> <p>(業務の一部委託の承認申請) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>(指定の申請等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第十九条から第二十二条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七〇九 (略)</p> <p>(業務の一部委託の承認申請) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五〇十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

(業務の一部委託の承認基準)

第九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一〇四 (略)

五 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(商号等の変更の届出)

第十六条 (略)

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五〇十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

(業務の一部委託の承認基準)

第九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一〇四 (略)

五 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(商号等の変更の届出)

第十六条 (略)

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ

る書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更
イ〜ハ (略)
- ニ 取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
- 三 (略)

(特定合併の認可申請)

第十九条 (略)

- 2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〜十五 (略)

十六 特定合併後の振替機関の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〜十九 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第二十条 (略)

- 2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記

る書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更
イ〜ハ (略)
- ニ 取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
- 三 (略)

(特定合併の認可申請)

第十九条 (略)

- 2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〜十五 (略)

十六 特定合併後の振替機関の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〜十九 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第二十条 (略)

- 2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記

録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 設立会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第二十一条 (略)

2 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 承継会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第二十二条 (略)

2 法第三十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 設立会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第二十一条 (略)

2 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 承継会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第二十二条 (略)

2 法第三十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 譲受会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

一〇十五 (略)

十六 譲受会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十七〇十九 (略)

3 (略)

二 社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第五号）

改正案	現行
<p>（特別口座開設等請求ができる場合）</p> <p>第十八条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百三十三条第二項の取得者等が、株券発行会社（会社法第百十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から一年以内に、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載又は記録がされた株式に係る株券及び当該廃止の日の前に当該株式を取得し、又は当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して請求した場合</p> <p>（投資口に関する株式に係る規定の準用）</p> <p>第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する当該投</p>	<p>（特別口座開設等請求ができる場合）</p> <p>第十八条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百三十三条第二項の取得者等が、株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から一年以内に、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載又は記録がされた株式に係る株券及び当該廃止の日の前に当該株式を取得し、又は当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して請求した場合</p> <p>（投資口に関する株式に係る規定の準用）</p> <p>第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する当該投</p>

資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法

資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法

第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第百二十八条第一項において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

（協同組織金融機関の優先出資に関する規定の準用）
 第四十七条 第十一条の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項に

第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第百二十八条第一項において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

（協同組織金融機関の優先出資に関する規定の準用）
 第四十七条 第十一条の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項に

ついで、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八條の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九條の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十八條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について

ついで、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八條の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九條の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第三百三十八條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五條第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について

、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）	優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）

、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）	優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）

（特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に

（特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に

掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百七十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百七十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六 （略）

七 法第百五十五条第一項（法第二百二十八条第一項及び第二百三十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項、第二百六十六条第一項及び第二百七十三条第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当該買取口座を振替先口座とする振替の申請をした振替株式等の株主等（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六 （略）

（新設）

三 電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）

改正案	現行
<p>(指定の申請等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十二條第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この項及び第三十五條から第三十八條までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七～十 (略)</p> <p>(業務の一部委託の承認申請等) 第二十四條 (略)</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。</p>	<p>(指定の申請等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十二條第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第三十五條から第三十八條までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面</p> <p>七～十 (略)</p> <p>(業務の一部委託の承認申請等) 第二十四條 (略)</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。</p>

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

五〇十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

3 法務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

五 (略)

(特定合併の認可申請)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は

一〇三 (略)

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項において同じ。）が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

五〇十二 (略)

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 (略)

3 法務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一〇三 (略)

四 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

五 (略)

(特定合併の認可申請)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は

電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 特定合併後の電子債権記録機関の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
十六～十九 (略)

(新設分割の認可申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第七十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 設立会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
十六～十九 (略)

(吸収分割の認可申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 法第八十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録

電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 特定合併後の電子債権記録機関の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
十六～十九 (略)

(新設分割の認可申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第七十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十四 (略)

十五 設立会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面
十六～十九 (略)

(吸収分割の認可申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 法第八十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録

の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 承継会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 譲受会社の取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)

の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 承継会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十四 (略)

十五 譲受会社の取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六〇十九 (略)